

(1) 組織としての推進に係る提案

① 新たな事務処理を確実に遵守することを最優先とする組織方針の明確化 [評価：A]

〔検証委員会報告書の再発防止に向けた提言〕

不適正な経理処理を根絶するためにまず重要なことは、再発防止策を組織として推進していくことである。そのためには、市長自らが、新たな事務処理を確実に遵守することを最優先する組織方針を明確にしたうえ、その強いリーダーシップと責任のもとで、市の全組織、全職員が不退転の決意をもって、再発防止策の推進体制を構築し、再発防止に取り組むことを宣言すべきである。

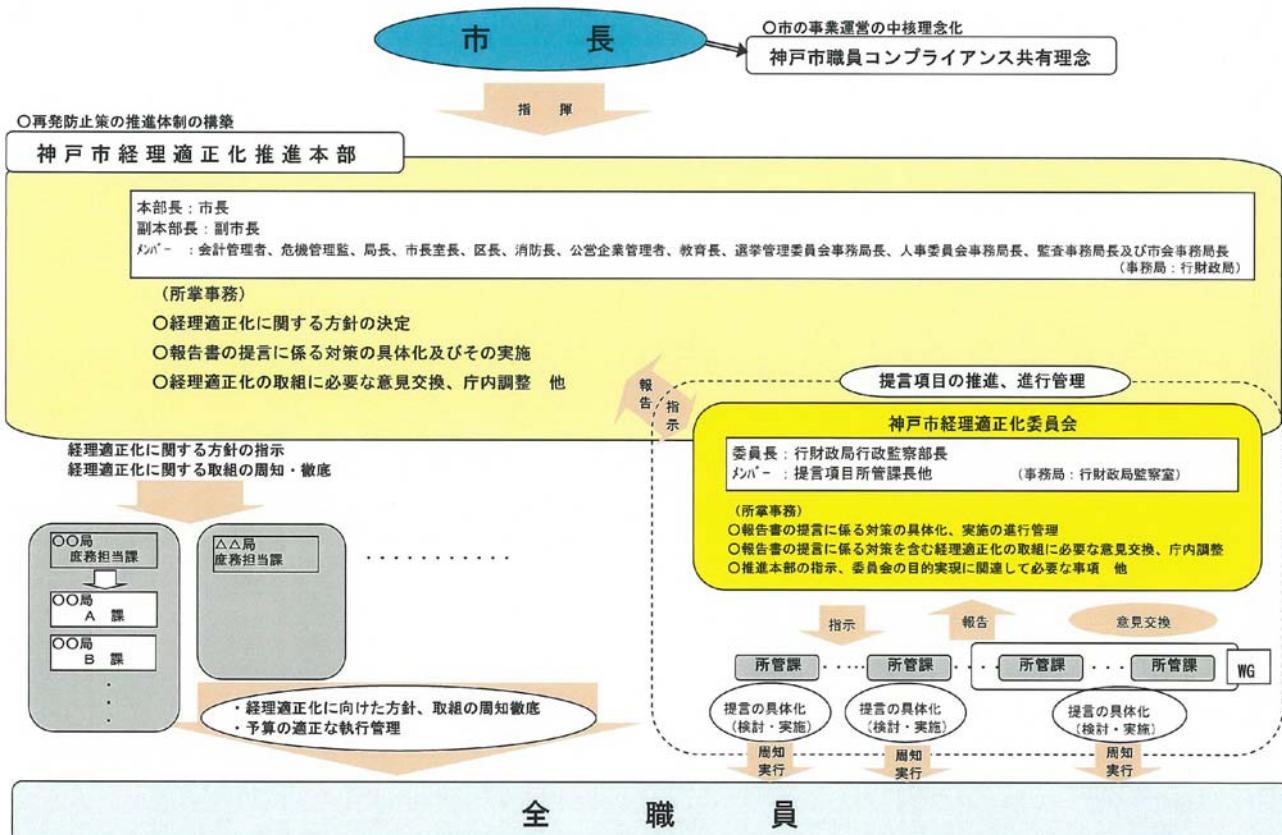
「①新たな事務処理を確実に遵守することを最優先とする組織方針の明確化」の進捗状況

《所管課 行財政局監察室》

神戸市経理適正化推進本部及び神戸市経理適正化委員会の設置、開催

報告書での提言項目（以下「提言」）の具体化も含めた経理適正化に関する様々な取組みを全庁的な体制のもとで推進し、再発防止を徹底するため、市長をトップとする神戸市経理適正化推進本部（以下「適正化推進本部」）及び適正化推進本部の下部組織として、速やかに対処すべきとされた 27 の提言を所管する関係課の課長級職員をメンバーとする神戸市経理適正化委員会（以下「適正化委員会」）を平成 23 年 5 月 27 日に設置した。

神戸市経理適正化外部検証委員会報告書での提言の推進に向けて



○ 所掌事務及び開催日

〔適正化推進本部会議〕

経理適正化に関する方針の決定や提言の具体化及びその取組みの進捗状況を情報共有し、全庁での経理適正化に向けた取組を促進する。第1回会議を平成23年5月30日に開催し、提言を組織として速やかにかつ強力に推進していくことや職務執行の大前提であるコンプライアンスの徹底について確認した。第2回会議を平成23年11月21日に開催し、進捗状況の報告、情報共有を行うとともに、検証委員会委員の上谷佳宏弁護士を講師として、不適正な経理処理等の不祥事を未然に防止する内部管理体制である内部統制の意義に関する講演も実施した。

〔適正化委員会〕

提言に係る対策の具体化、その実施状況を確認し、進行管理するとともに、取組内容に関して意見交換する。平成23年度末までに6回開催した。

- | | |
|---------------------|---------------------|
| ・第1回委員会：平成23年5月30日 | ・第2回委員会：平成23年7月15日 |
| ・第3回委員会：平成23年8月16日 | ・第4回委員会：平成23年10月25日 |
| ・第5回委員会：平成23年12月27日 | ・第6回委員会：平成24年3月16日 |

② コンプライアンスの中核理念化 [評価：A]

〔検証委員会報告書の再発防止に向けた提言〕

職員の意識改革の前提として、市政にとって最も重要な価値基準のひとつであるコンプライアンスを明確かつ確実に職員一人ひとりに浸透させるため、コンプライアンスに関する基本方針などを策定し、市の事業運営における中核理念とすべきである。

「②コンプライアンスの中核理念化」の進捗状況

《所管課 行財政局監察室》

コンプライアンスに関する共有理念の策定、周知—神戸市職員コンプライアンス共有理念—

○ 目的、内容等

市政におけるコンプライアンスの重要性を改めて明確化するとともに、職員一人ひとりが日常業務や生活の中で、自立性をもって、コンプライアンス意識を高めてもらうため、神戸市政の透明化及び職員の公正な職務執行の確保に関する条例（神戸市コンプライアンス条例）に基づく職員の基本姿勢の遵守など市職員として特に意識し、実践すべきコンプライアンスの内容を7つの項目として理念化した神戸市職員コンプライアンス共有理念を平成23年5月30日に策定し、同日の適正化推進本部会議で周知した。

神戸市職員コンプライアンス共有理念

- 1 神戸市政の透明化の推進及び公正な職務執行の確保に関する条例の目的である「市民の信託にこたえ、市民に信頼される市政を確立する」ため、同条例の職員等の基本姿勢（第2章）を遵守すること。
- 2 法令等を遵守し、全体の奉仕者として全ての市民に対して、常に誠実で公正、公平に職務を執行すること。
- 3 市民の信託に応えるべき市職員として、常に高い倫理意識を持ち、市民に説明できないような行為を決してしないこと。
- 4 前例にとらわれず、市民本位の立場に立って絶えず業務改善、意識改革に取組むこと。
- 5 市民から託された税金の重みを深く認識し、法令に則した適正な手続に基づき経理事務を含む業務を遂行すること。
- 6 職責に関わらず、自由闊達な議論が行える風通しのよい組織風土づくりに努めること。
- 7 個人情報には細心の注意を払い、適正・厳正な管理を徹底するとともに、行政に関する情報は全て市民の財産であることを意識し、全ての市民に分かりやすく説明責任を果たせるように心がけること。

平成23年5月30日

神戸市長 矢田 立郎

この共有理念は、職員一人ひとりが日々の業務や私生活の中で特に意識し、気をつけるべきものです。縮小コピーして手帳に貼付するなど機会あるごとに目に触れる場所に携帯しておきましょう。

○ 実効性の確保

神戸市職員コンプライアンス共有理念のポイントや留意点、後掲するコンプライアンス自己チェックシートなどを盛り込んだ冊子を作成し、後掲する全職場を対象とする職場研修、庁内イントラを通じて全職員に周知啓発、徹底した。また、平成24年1月以降、共有理念を記載した「コンプライアンス実行宣言カード」を全職員に配布、職務時間中は常時携帯するように啓発している。

【コンプライアンス実行宣言カード】

(表 面)

(裏 面)



コンプライアンス実行宣言

私は、市職員の使命を果たすため、神戸市職員コンプライアンス共有理念のもと、法令、社会規範やルール、マナーを遵守し、常に高い倫理意識を持って、誠実に職務に専念します。

職員名

(署 名)

神戸市職員コンプライアンス共有理念(要約版)

- 1 コンプライアンス条例の遵守
- 2 法令遵守、誠実、公正、公平な職務執行
- 3 高い倫理意識
- 4 前例踏襲の打破、業務改善、意識改革
- 5 適正な手続に基づく業務執行
- 6 風通しのよい組織風土づくり
- 7 個人情報の適正・厳正な管理と市民への説明責任

③ 監査、監察機能を有する機関等の連携強化 [評価：A]

〔検証委員会報告書の再発防止に向けた提言〕

再発防止策を組織として推進していくことの一環として、監査、監察機能を有する機関や局等が連携し、相互の密接な情報共有のもとで再発防止策を強力に実行していくべきである。

具体的には、財務に関する監査等を実施する監査委員、内部監察を実施する行財政局監察室、会計事務検査を実施する会計室の三者が、監査や監察、検査業務を行う過程で把握した経理処理の問題点や、それぞれの監査、監察、検査業務を効果的なものとするための実施方法等について意見交換ができる場の設置、監査委員への内部監察結果の報告とこれに対する監査委員の助言等の仕組みづくり、監査委員の講評や協議の場への行財政局監察室の出席など重層的なチェック機能がより発揮できる仕組みづくりを検討すべきである。また、外部通報案件や経理事務に関わる内部通報案件についての情報共有の仕組みも早急に構築すべきである。

「③監査、監察機能を有する機関等の連携強化」の進捗状況

監査、監察、検査業務を行う部門の意見交換できる場の設置、実施

《所管課　監査事務局第一課》

財務に関する監査等を実施する監査事務局、監察機能を有する機関である行財政局監察室や会計室が業務を行う過程で把握した経理処理の問題点等について情報共有し、それぞれの業務をより効果的なものとするための実施方法等について意見交換を行う場として、監査事務局や行財政局監察室、会計室の関係職員をメンバーとする監査、監察業務等に係る情報連絡会を平成23年6月10日に設置し、平成23年度末までに6回の会議を開催した。

- ・第1回会議：平成23年6月10日
- ・第3回会議：平成23年9月28日
- ・第5回会議：平成23年12月14日
- ・第2回会議：平成23年8月10日
- ・第4回会議：平成23年10月12日
- ・第6回会議：平成24年2月8日

行政調査規則を改定し、監察結果に関する監査委員への情報提供をルール化

《所管課　行財政局監察室》

監査、監察機能を有する機関の連携強化の観点から、行財政局監察室が実施する内部監察である行政調査規則に基づく調査において、行政調査規則に基づく調査結果や改善要望内容、改善措置結果に関しては、必要に応じて適宜、監査委員に情報提供ができる仕組みを盛り込んだ規則改定を平成23年11月1日に実施した。

今後は、この仕組みに基づき、必要に応じて、内部監査の結果を監査委員に情報提供し、重層的なチェック機能がより効果的に発揮できるように運用していく。

《参考》

行政調査規則改定内容

○行財政局監察室が実施する内部監査である行政調査規則に基づく調査においては、監査委員による監査や会計室が実施する会計事務検査に留意、調査対象等の重複を避け、効率的かつ効果的な実施に努めることを明記した。

【新設】

(他の監査等についての留意等)

第9条 行財政局長は、第6条、第7条又は前条の規定による調査の実施に当たっては、監査委員による監査、外部監査契約に基づく監査及びこの規則に基づく調査以外の本市の機関が行う検査、調査等（以下この条において「他の監査等」という。）について留意し、かつ、次に掲げる事項について他の監査等と重複しないように調整し、もつて調査を効率的かつ効果的に行うよう努めるものとする。

- (1) 調査の実施時期
- (2) 調査の対象とする事項及び部局
- (3) 調査の方法
- (4) 前3号に掲げるもののほか、調査の実施に関する事項

○また、行政調査規則に基づく調査結果、改善要望内容及び改善措置結果に関しては、必要に応じて、監査委員に対して情報提供がされることとした。

【新設】

(監査委員への情報提供)

第13条 行財政局長は、必要に応じて、監査委員に対し、次に掲げる事項に係る情報を提供するものとする。

- (1) 第6条又は第7条の規定による調査の結果
- (2) 第11条の規定による改善措置等の要求
- (3) 前条の規定による報告

「(1) 組織としての推進に係る提案」の進捗状況に対する 専門委員の意見、提案等

①新たな事務処理を確実に遵守することを最優先とする組織方針の明確化

1 適正化推進本部会議、適正化委員会ともに形骸化しないように、定期的な開催とその頻度が重要である。とりわけ、市民の信頼を失墜する不祥事が発生して間もないことを踏まえると、トップ（市長だけでなく市上層部）の関与する適正化推進本部会議の開催頻度が年2回では少なすぎる。これでは、提言項目である「組織としての推進」＝「トップが中心となっての推進」とは評価しにくい。

2 提言を具体化したルールが着実に組織に浸透するように、適正化推進本部や適正化委員会それぞれが、経理適正化に向けた統制機能を積極的に果たし、全職員への周知徹底と適切な進行管理を図ること。

②コンプライアンスの中核理念化

3 「市政にとって最も重要な価値基準であるコンプライアンスを明確かつ確実に職員一人ひとりに浸透させる」（報告書31頁）ため具体化された神戸市職員コンプライアンス共有理念であるが、この共有理念だけでは、職員がコンプライアンス上の問題に直面した際に、共有理念の趣旨に沿った具体的な行動を期待することは難しいのではないかと考える。共有理念の趣旨が職員の日々の言動や意思決定に生かされるように、ハンドブックや行動指針の策定など職員への浸透を深める工夫を検討して欲しい。

4 共有理念がどの程度職員一人ひとりに浸透し、実践されているのか不明であり、神戸市職員コンプライアンス共有理念の浸透度を検証するための試み（例えば意識調査等）を実施すべきである。

③監査、監察機能を有する機関等の連携強化

5 実務者の意見交換の場である監査・監察業務等に係る情報連絡会を今後も定期的かつ継続して実施していくべきであるが、連絡会の議事を監査委員も含めて情報共有するための仕組みを構築すべきである。さらに連絡会に監査委員が直接関与する場の設定を検討する必要がある。

6 監査・監察業務等に係る情報連絡会を情報共有や実務的な意見交換の場として、今後も形骸化することなく継続していくとともに、例えば、意見交換会で共有した課題、その改善方法等について、実務に携わる職員にフィードバックする仕組みを検討していただきたい。

7 監査委員への内部監察結果の情報提供の仕組みに実効性を持たせるために、行政調査規則第13条の「必要に応じて」の報告を「必要的かつ定期的」な報告に変えることを検討すべきである。また、不適正な経理処理に係る案件に関して外部通報や内部通報に関する情報共有の仕組みを検討すべきである。

□ (1) 組織としての推進に係る提案に対する平成24年度の取組方針

①新たな事務処理を確実に遵守することを最優先とする組織方針の明確化

今後も、適正化推進本部会議、適正化委員会それぞれの会議を定期的に開催していく。また、経理適正化に関する方針の決定機関である適正化推進本部を通じて、経理適正化に向けた様々な取組みを、適正化推進本部のメンバーである局室区長のマネジメントによって全庁に周知徹底していく。

②コンプライアンスの中核理念化

今後も、神戸市職員コンプライアンス共有理念を研修等の様々な機会を通じて周知徹底していく。また、共有理念の周知が「押しつけ」とならないように、職員一人ひとりが共有理念を大切であると認識し、実践の言動に結びつけられるように、共有理念を通じたコンプライアンス意識の喚起、向上を図る取組みも実施していく。さらに、共有理念が職場や職員に浸透したことの効果を検証するために（仮称）職員意識調査等を実施していく予定である。

③監査、監察機能を有する機関等の連携強化（監査、行財政局監察室、会計室の三者による意見交換の場）

再発防止策を強力に実行し、財務に関する監査等を実施する監査委員による重層的なチェック機能をより有効に活用できるよう、引き続き、「監査、監察業務等に係る情報連絡会」を開催し、監査委員の関与も含め相互の密接な情報共有を図り、監査、監察機能を有する機関のより一層の連携強化に取り組んでいく。

③監査、監察機能を有する機関等の連携強化（監査委員への内部監査結果の報告などの情報共有の仕組みづくり）

行財政局監察室が監査委員に情報提供する行政調査の種類やその内容など、行政調査規則第13条（監査委員への情報提供）に基づき重層的なチェック機能が発揮できる運用方法を取り決め、監査委員に対して適宜、情報提供していく。